

消費税軽減税率対策説明会のご案内

主催 習志野市商店会連合会 千葉西税務署

来年2019年10月から
消費税率が10%に上がります

軽減税率制度って何？
食品は8%のまま？

一言ではいけない...

ウチは食品扱ってないから
関係ないんじゃないの？

どうやら、そうではないようです...

ちょっと聞いておこうかな？

そう！今のうちに聞いておいて！！



軽減税率制度について
税務署の方が説明して下さいます。

日時：平成30年11月20日(火) 11:00～

場所：市役所分室 サンロードビル6階 大会議室

定員：100名

参加ご希望の方は下記にお名前・事業所・商店会名をご記入の上、習志野市商店会連合会までファックスでお申し込みください。 fax 047-455-1956

氏名	事業所名	商店会(街)名

※ 参加したくても、日時の都合が付かない方は、商連までご相談ください。